

# 一般財団法人田園調布教育財団

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第 1条 この法人は、一般財団法人田園調布教育財団(以下「本法人」という)と称する。

(事務所)

第 2条 本法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3条 本法人は東京都立田園調布高等学校(以下同校という)の教育活動の振興のため、諸施設の拡充整備、生徒の学力・体力等向上の諸施策、職員生徒ならびに同校関係者の福利厚生を増進するとともに、同校と地域社会との関わりをより深くするために、広く社会公共の教育及び文化の発展に係る活動を行い、もって同校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)校外施設の設置運営に関する事業
- (2)生徒の学力、体力向上、文化活動に関する事業
- (3)地域住民等に対する生涯学習の推進及び文化の向上、スポーツ活動等に関する事業
- (4)その他本法人の目的を達成するために必要な一切の事業

### 第3章 資産及び会計

#### 第 5条 削 除

(事業年度)

第 6条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 7条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置く。

(事業報告及び決算)

第 8条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置く。

(1)監査報告

4. 本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 本法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに

選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

2. 前項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (3) この定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) この定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4. 評議員会開催に際して、評議員は互選で議長1名を選任する。
5. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員、理事長及び議事録作成者は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第19条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 15名以内
  - (2) 監事 2名
2. 理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長、2名以内を常務理事とする。
3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第197条において準用する第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、副理事長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  3. 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各理事について、次のイからハに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ. 当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族
  - ロ. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ. 当該理事の使用人
- ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ. 理事
  - ロ. 使用人
  - ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ. 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務執行を統括し、副理事長及び常務理事は、本法人の業務を執行する。
3. 理事長・副理事長ならびに常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

2. 前項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
3. 理事会の議長は理事長とする。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により議長1名を選任する。

(理事会への報告の省略)

第30条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は、本定款第21条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長(理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 運 営 委 員

(運営委員)

第 32 条 本法人は、運営委員 30 名以上 70 名以内をおく。

(運営委員の選任)

第 33 条 運営委員は、理事会の決議によって選任する。

(運営委員の任期)

第 34 条 運営委員の任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時理事会の終結の時までとする。

2. 補欠により選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 運営委員は、その任期満了後も、後任者が就任するまでは、なお運営委員としての権利義務を有する。

(運営委員の職務)

第 35 条 運営委員は、運営委員会を組織し、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要な答申を行う。

2. 運営委員は、理事会の要請により、本法人の業務執行の補助を行う。

(運営委員の報酬)

第 36 条 運営委員に対する報酬は、無報酬とする。

2. 前項の規定にかかわらず、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

## 第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、本定款の第 3 条及び第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 38 条 本法人は、基本財産の滅失又はその他の事由により本法人の目的である事業の執行が不能となった場合、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 本法人の解散に伴う残余財産は、評議員会現在数及び理事現在数の各々4分の3以上の議決を経て、本法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 本法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第11章 補則

(規程類の制定、変更)

第 41 条 この定款に定めるもののほか、法人の活動に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 【付 則】

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
鯨井 康夫 寺久保 勲 鈴木 洋子 石井 庄四郎 糸瀬 敬一
4. 本法人の最初の理事長は、田中 博隆とする。
5. 本法人の最初の副理事長は、桑原 洋、田実 昭二とする。
6. 本法人の最初の常務理事は浅見 弘、荒川 誠一とする。

(制 定) 平成 24(2012)年 3 月 17 日  
(一部改正)平成 24(2012)年 11 月 24 日  
(一部改正)平成 25(2013)年 4 月 6 日  
(一部改正)平成 26 年(2014) 6 月 18 日  
(一部改正)平成 27(2015)年 6 月 26 日  
(一部改正)平成 29(2017)年 6 月 28 日  
(一部改正)令和 6(2024)年 6 月 29 日